官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔府　令〕
○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五一）　一
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　五
〔省　令〕
○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務六四）　五
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務六一）　六

府令

○内閣府令第五十一号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三